

大通達甲（組対）第3号  
大通達甲（鑑識）第5号  
大通達甲（生環）第4号  
平成19年4月6日

簿冊名	例	規
保存期間	常	用

本部各課・所・隊・室長  
警察学校長 殿  
各警察署長

刑事部長  
生活安全部長

薬事法の一部を改正する法律並びに薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の施行について  
(通達)

薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）は、平成18年6月14日に公布され、改正法のうち、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）対策として新たに設けられた、指定薬物に関する事項に係る規定は、薬事法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成19年政令第4号）により、平成19年4月1日から施行された。また、これに伴い、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号。以下「省令」という。）が制定され、同日から施行された。

改正法中の指定薬物に関する事項に係る規定及び省令の概要並びに運用上の留意事項は、下記のとおりであるので、改正法の趣旨にかんがみ、関係機関及び関係部門の連携に配意の上、規制の対象となる指定薬物の取締りを徹底強化されたい。また、警察職員に対し指導教養の徹底を図るとともに、薬物乱用防止のため、適切な広報啓発活動により県民一般への周知を図られたい。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の薬事法（昭和35年法律第145号）を「法」という。

## 記

### 第1 改正法中の指定薬物に関する事項に係る規定及び省令の概要

#### 1 改正法中の指定薬物に関する事項に係る規定の趣旨及び概要

##### (1) 趣旨

違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）については、乱用による健康被害が発生しており、かつ、その使用が麻薬、覚せい剤等の使用のきっかけとなる危険性

があることから、幻覚等の作用を有する一定の薬物を指定薬物として、その製造、輸入、販売等を禁止すること等により、保健衛生上の危害の発生の防止を図るものである。

## (2) 概要

### ア 目的（法第1条関係）

薬事法の目的に指定薬物の規制に関する措置を講ずることを加えることとされた。

### イ 定義（法第2条第14項関係）

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性<sup>がい</sup>が高く保健衛生上の危害が発生するおそれがある物を指定薬物として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定することとされた。

### ウ 製造等の禁止（法第76条の4関係）

指定薬物について、医療等の用途以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することを禁止することとされた。

### エ 広告の制限（法第76条の5関係）

指定薬物について、医療等の用途に使用する者を対象として行う場合を除き、その広告を禁止することとされた。

### オ 指定薬物である疑いがある物品の検査等（法第76条の6関係）

厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物である疑いがある物品を発見した場合において、当該物品を製造等した者に対し、当該物品が指定薬物であるかどうかの検査を受けるべきことを命ずることができること及び検査の結果の通知を受けるまでの間、当該物品の製造等の禁止を併せて命ずることができることとされた。

### カ 廃棄等（法第76条の7関係）

厚生労働大臣又は都道府県知事は、医療等の用途以外に供されるために製造等された指定薬物について、それらを取り扱う者に対し、廃棄、回収等を命ずることができること及びこれらの命令に従わない場合に、代わって廃棄、回収等の措置を採ることができることとされた。

### キ 立入検査等（法第76条の8関係）

厚生労働大臣又は都道府県知事は、検査の命令、廃棄、回収等の命令等に必要限度において立入検査等を行うことができることとされた。

### ク 罰則（法第83条の9及び第84条関係）

指定薬物を製造し、輸入し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列した者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の

罰金に処し、又はこれを併科することとされた。また、これらを業として行った者は、罰則を強化して、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた。

## 2 省令の概要

### (1) 指定薬物（第1条関係）

法第2条第14項に規定する「指定薬物」として、亜硝酸イソブチル等31物質等が指定された。

### (2) 医療等の用途（第2条関係）

法第76条の4に規定する医療等の用途として、国の機関等における学術研究又は試験検査の用途、犯罪鑑識の用途等が規定された。

## 第2 運用上の留意事項

### 1 省令に関する留意事項

#### (1) 指定薬物

省令第1条により、31の物質及びこれら物質のいずれかを含有する物が指定薬物として法の規制の対象となる。ただし、指定薬物を含有する植物（サルビアディビナム（直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。）を除く。）については、法の規制の対象とはならない。

なお、サルビアディビナムのうち、指定薬物となる「直ちに人の身体に使用可能な形状のもの」とは、例えば、乾燥し、又は乾燥させた根・葉・茎等やこれらを粉砕したものを指すものとされている。

#### (2) 医療等の用途

##### ア 警察において犯罪鑑識の用途に供する際の留意事項

省令第2条第4号により、警察等が犯罪鑑識を行う用途については、医療等の用途として認めるものとされているが、指定薬物が「人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物」として規制されている物質であることにかんがみ、適切な管理を行うものとする。

また、本用途に供するため指定薬物を輸入する際の手続については、「指定薬物に係る輸入監視の取扱いについて」（厚生労働省平成19年薬食監麻第0228007号）のうち、「指定薬物輸入監視要領」に従うものとする。

##### イ 指定薬物ごとに認められる医療等の用途に係る留意事項

省令第2条第5号により、指定薬物のうち、亜硝酸イソブチル及びこれを含有する物等一定の物質（以下「化学反応指定薬物」という。）を使用し、元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途について、医療等の用途として認めるものとされているが、「元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途」とは、化学反応を起こさせる主体を問わず、何らかの目的をもって、化学反応指定薬

物を用いて他の元素又は化合物に何らかの化学反応を起こさせる用途を指すものとされている。

なお、当該化学反応については、学術研究、製品の製造等を目的として行われることが想定されている。

#### ウ 医療等の用途に係る輸入に関する留意事項

薬事法の一部を改正する法律の施行により、改正後の薬事法においては、省令第2条に規定する医療等の用途以外の用途に供するための指定薬物の輸入が禁止されることから、指定薬物に係る輸入監視の取扱いについて、前記3(2)アのとおり、厚生労働省より通知がなされているので、了知すること。

なお、同通知のうち、「指定薬物輸入監視要領」において、指定薬物の輸入に関し、薬事法に違反すると認められるものについては、「必要に応じて関係取締機関への事件通報又は情報提供を実施するものとする。」とされていることから、通報等がなされた場合においては、適切に対応すること。

#### 2 事務分掌等に関する留意事項

- (1) 法の指定薬物に関する犯罪の取締りに関する事務は、警察本部においては刑事部組織犯罪対策課が、警察署においては刑事課がつかさどることとするので、事務処理に誤りのないようにすること。

なお、指定薬物に係るもの以外の法違反の取締りに関する事務については、これまでどおり、警察本部においては生活安全部生活環境課が、警察署においては生活安全課がつかさどるものとする。

- (2) 指定薬物に関する検挙、押収については、当分の間、刑事部組織犯罪対策課あて、確実に報告すること。

(組織犯罪対策課薬物・銃器・組織犯罪対策係)

(鑑識課企画・指導係)